

これは、英語による原文の翻訳版です。原文が正式版であり、[こちら](#)でご覧になれます。

現代奴隷制および人身取引に関する声明

はじめに

本「現代奴隷制に関する声明」は、英国のModern Slavery Act 2015（2015年現代奴隷法）第54条に基づき作成されたものです。本声明は、Study International UK Limitedが、当社の事業およびサプライチェーンにおいて奴隷労働および人身取引を排除し、全ての従業員が尊重と尊厳をもって扱われ、自らの自由意思に基づいて働き、その労働に対して正当に報酬が支払われるようにするために、どのような取り組みを行っているかを示すものです。

当社は、人権侵害に一切関与しないことを確保するため、業務慣行および手続きの継続的な改善に取り組むことを約束しています。

適用範囲

Study International UK Limitedは、Sorrento Bidco Limitedの子会社です。当社は国際教育分野において事業を展開しており、英国、カナダ、米国、オーストラリア、ニュージーランドの大学へ留学する方の出願サポートを提供しています。

当社はグローバルで約1,000名の従業員を擁し、ジャージーに加えて、以下の国々でも事業を展開しています。

- 英国
- インド
- タイ
- 日本
- カナダ

当社のサプライチェーン

当社は、英国、カナダ、米国、オーストラリア、ニュージーランドへの留学を希望する学生を発掘する主要な直接提携パートナーおよびサプライヤーと協力しています。Study International は、これらの学生が提携大学、カレッジ、高等教育機関のコースにアクセスできるよう支援しています。

当社に関する詳細は、以下の当社ウェブサイトをご覧ください：

www.gostudyin.com

奴隷労働および人身取引に関する当社方針

当社は、全ての事業取引および関係において倫理的かつ誠実に行動するという当社のコミットメントを支える方針を整備しています。また、現代奴隷制が当社またはサプライチェーンのいかなる場所においても発生しないよう、効果的な体制と管理を導入・実施し、これを維持しています。当社は、Modern Slavery Act 2015（2015年現代奴隷法）への継続的な遵守を確約します。

当社の採用方針および企業行動規範では、従業員に対する厳格または非人道的な扱いを一切禁止しています。これには、性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、奴隷状態、精神的または肉体的強制、労働者への言葉による虐待などが含まれ、これらの行為が行われることも、その脅威が生じることも認められません。

当社は、ハラスメントおよび不当な差別のない職場環境を維持することを約束します。これには、人種、肌の色、宗教、出身国、性別（妊娠を含む）、年齢、障がい、性的指向、性自認、HIV 状況、婚姻状況、過去または最近の軍役経験、その他当社の事業を行う各国・地域の法令により保護されるあらゆる属性に基づく差別の禁止が含まれます。

リスク管理およびデュー・ディリジェンス

当社は、世界各国のサプライパートナーを通じて留学生を支援する国際的な事業を行っているため、一定のリスクを伴う環境で事業を運営していると認識しています。

奴隷労働および人身取引のリスクを監視・低減する取り組みの一環として、当社は以下のリスク管理手続きを整備しています：

- 事業およびサプライチェーンにおける潜在的なリスクを特定し、対応すること
- 事業およびサプライチェーンにおける潜在リスクの監視
- サプライヤーおよび取引の一定割合の監査

さらに、当社はリスク管理を補完するため、次のデュー・ディリジェンス手続きを採用しています：

- 高リスクと特定された法域に対して行う内部サプライヤー監査
- 外部第三者（World Check-One）による特定サプライヤーのチェックを実施し、奴隷労働または人身取引のリスクを評価
- 不正行為を報告する内部告発者（ホイッスルブLOWER）の保護
- 可能な限り、当社はグローバルなサプライチェーンと長期的な関係を構築し、これらの企業が適切な反奴隷制および人身取引に関する方針・手続きを備えていることを期待しています

サプライヤーによる当社価値基準の遵守

当社は、サプライチェーンにおける奴隷労働および人身取引を一切容認しません。いずれかのサプライヤーにおいて、当社の手続きに従っていない事実が確認された場合、当社は当該サプライヤーに対し、その不遵守を是正することを求めます。また、必要に応じて、当社は当該サプライヤーとの契約を終了する権利を保持します。

今後の取り組み

次の会計年度において、当社は奴隷労働および人身取引への対策として以下の施策を実施する予定です：

- 新規のサプライヤー、契約業者、ビジネスパートナーとの関係開始時に、当社の「ゼロ・トレランス（不寛容）方針」を強調し、その後も適切にアカウントマネージャーおよび事業開発チームによって継続的に周知・徹底すること
- 新規サプライヤーごとに、奴隷労働および人身取引リスクを評価すること
- 主要サプライヤーの年間リスクプロファイルを作成すること
- サプライチェーンの全体像に基づき、サプライチェーンのあらゆる側面を定期的にレビューすること
- 既存の全サプライヤー、契約業者、およびビジネスパートナーに対し、当社のゼロ・トレランス方針および監査プログラムを再認識させるための周知・連絡を行うこと

従業員への研修

当社のサプライチェーンにおける現代奴隷制および人身取引のリスクについて高い理解レベルを確保するため、当社は従業員に対し、奴隷労働および人身取引に関する研修および継続的なリフレッシュ研修の受講を求めています。当社の研修内容には以下が含まれます：

- 奴隷労働および人身取引の兆候を識別する方法
- 奴隷労働または人身取引が疑われる場合取るべき初期対応
- 潜在的な奴隷労働または人身取引の問題を社内の適切な担当部署にエスカレーションする方法
- 利用可能な外部支援について

- サプライチェーン内のサプライヤーが、高リスクの状況下で反奴隷制方針を実施していない場合に、当社が取るべき措置（サプライチェーンからの排除を含む）

本「現代奴隷制および人身取引に関する声明」は、英国のModern Slavery Act 2015（2015年現代奴隷法）第54条（1）、第6部に基づくものであり、2023年3月に終了する会計年度における活動および取り組みに関連しています。

本声明は、2025年8月26日に取締役会により承認されました。